手数料の変更・住所変更の届出・本人確認の実施

市民生活課からのお知らせ

市民生活課（内線566・569）

4月1日から、左記のとおり手数料が変わります

証明書の手数料	
住民票	300円
住民票記載事項証明	
外国人登録原票記載事項証明書	
印鑑証明	
印鑑登録証カード	
戸籍附票の写し	
埋火葬証明	
身分証明	

住所変更の届出は14日以内

進学・就職・転勤などで、住所を変更したときは、14日以内に届出をしてください。

届出や証明書の請求の際には、「本人確認書類」が必要です

住所変更などの届出や証明書の請求には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの本人確認書類をご用意ください。

※詳しくは、市民生活課へ。

緊急雇用対策による臨時職員の登録を受け付けます

■募集人員　2人（労務作業員）
■賃　　金　日額6,400円
■応募資格　原則として、企業の雇用調整などにより、離職した方、または、派遣を解除された方
■受付期間　4月1日（金）～14日（木）
■応募方法　市販の履歴書に必要事項を記入して提出
■採　　用　必要に応じて登録者に連絡し、書類および面接による選考を行い、採用を決定します。
■提出先・問い合わせ　総務課人事担当（〒799−3193、伊予市米湊820番地、内線560・561）

「道路河川課」と「用地整理課」を統合します

市は、4月1日から、双海地域事務所に配置していた「用地整理課」を廃止します。これまで用地整理課が行っていた業務は、「道路河川課」が行います。

人の動き（2月末日現在）

人口　39,491人（−20）
男　18,452人（−14）
女　21,039人（− 6）
世帯　15,615世帯（+ 5）
出生　14人（−10）
死亡　41人（−14）
※外国人を含めた数値。（　）は前月比。

市内の交通事故状況（2月末日現在）

	2月	累計	前年比
発　生	8件	22件	−8件
死　者	0人	0人	−1人
傷　者	9人	30人	−9人

市内の街頭犯罪等発生状況（2月末日現在）

	2月	累計	前年比
侵入盗	0件	4件	−17件
自動車盗	0件	0件	± 0件
オートバイ盗	1件	2件	± 0件
自転車盗	1件	2件	− 7件
車上ねらい	1件	4件	− 8件

水道の休日当直当番業者

月	日	指定工事事業者		電　話
4	2(土)	K・シマダ	下吾川	983−6553
	3(日)	㈲協和設備工業	上吾川	983−4185
	9(土)	㈲栄電機設備	中　山	967−1318
	10(日)	㈱伊予設備	米　湊	983−4613
	16(土)	岩井水道工業所	大　平	983−3066
	17(日)	藤岡工業㈱	上　灘	986−0350
	23(土)	㈲二宮水道工業	下吾川	983−2819
	24(日)	未来設備	尾　崎	983−5282
	29(金)	功栄設備	中　村	982−5888
	30(土)	㈲升田金物店	出　渕	967−0067
5	1(日)	㈲ハヤタ設備工業	上吾川	983−0398
	3(火)	西岡建材㈱	下吾川	983−1598
	4(水)	友澤設備	大　平	982−1381
	5(木)	武智水道工業㈱	上三谷	982−1268

※水道メーターから宅地側の修理は自己負担。
※業者への依頼は、8：00～17：00。

市税の納期（4月）

	納期限	口座引落日
固定資産税（第1期）	5月2日（月）	4月27日（水）

65歳以上の方、今年度中に65歳になる方へ

平成23年度 介護保険料について

長寿介護課（内線559）

介護保険財政は、40歳以上の方が納める保険料と、国・県・市の負担金を財源に運営しています。保険料は、市に必要なサービスの量をもとに、所得に応じて設定しています。

65歳以上の方の平成23年度の介護保険料は、下表のとおりとなります。また、今年度中に65歳になる方は、資格取得日(65歳誕生日の前日)からの月割計算となり、市から送付する納入通知書で納めることとなります。

今後、今まで以上に高齢化が進み、介護サービスを利用する方が増えると予想されます。介護サービスを十分に整えることができるよう、そして、介護が必要になったときには、だれもが安心してサービスを利用できるようにするため、保険料は必ず納めましょう。

※毎年4月に、年金天引き対象者に送付している特別徴収通知書は、今年度で廃止する予定です。

■平成23年度の所得段階別の保険料

所得段階		対象者		保険料(年額)
第1段階		・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者		28,200円
第2段階		世帯全員が市民税非課税	合計所得金額＋課税年金収入額≦80万円	28,200円
第3段階			合計所得金額＋課税年金収入額＞80万円	42,300円
第4段階	4−1	本人が市民税非課税 (世帯内に市民税課税者がいる)	合計所得金額＋課税年金収入額≦80万円	49,000円
	4−2		合計所得金額＋課税年金収入額＞80万円	56,400円
第5段階		本人が市民税課税で前年の合計所得金額＜200万円		70,500円
第6段階		本人が市民税課税で前年の合計所得金額≧200万円		84,600円

「伊予市高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」

策定審議会の委員を募集します

長寿介護課（内線562）

市は、高齢者福祉・介護保険事業の向上を図るため、「伊予市高齢者保健福祉計画」と「第5期介護保険事業計画」を策定します。

策定にあたって、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会」の構成員となる公募による市民を次のとおり募集します。

■応募資格
○市内在住の40歳以上の方
○他の委員会の委員に選任されていない方
○介護保険事業に関心のある方
○行政機関の職員でない方

■募集委員 公募による市民 3人

■任期 委嘱の日から平成26年3月末日まで

■報酬 市の規定による報酬(日額)を支給

■委員会の開催 年5～6回程度

■選考方法 書類による審査

■応募方法 所定の応募申込書に必要事項を記入し、直接持参するか郵送で提出してください。
※応募申込書は、伊予市ホームページからダウンロードするか、長寿介護課にご連絡ください。

■募集期限 4月22日㈮【必着】

■提出先・問い合わせ 長寿介護課

太陽光発電の
余剰電力買取制度に伴う
ご負担にご理解を
お願いします

※詳しくは、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/

障害者の自立と社会参加を促進するための計画

障害者福祉計画策定審議会の委員を募集

福祉課（内線553）

市は、障害者の自立と社会参加を促進するために「障害者計画」と「障害者福祉計画」を策定します。

策定にあたって、「障害者福祉計画策定審議会」の構成員となる公募による市民を次のとおり募集します。

■応募資格
○市内に在住する20歳以上の方
○他の審議会等の委員に選任されていない方

■募集委員 公募による市民3人

■任期 委嘱の日から平成26年3月末日まで

■報酬 市の規定による報酬(日額)を支給

■審議会の開催 年3回程度(平日、昼間、2時間程度)

■選考方法 面接により決定

■応募方法 住所・氏名・年齢・電話番号・委員志望の動機(簡潔に)を記入し、直接持参するか郵送で提出してください。

■募集期限 4月22日㈮【必着】

■提出先・問い合わせ 福祉課

土地・家屋の価格や課税台帳を見ることができます

「土地・家屋価格等縦覧帳簿」「課税台帳」の縦覧等

税務課（内線531）

固定資産税の納税者や納税者の委任を受けた方は、「土地価格等縦覧帳簿」「家屋価格等縦覧帳簿」で、比較したい土地や家屋地番を指定して帳簿を見ることができます。

また、納税者などは、資産内容が分かる「課税台帳」を見ることができます。

■期間 4月1日㈮～5月2日㈪

■場所・問い合わせ 税務課または各地域事務所地域支援課

※本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)をお持ちください。

利用権設定等促進事業

安心して農地の貸し借りができます

農業委員会事務局（内線577・587）

農業委員会は、4月と10月の年2回、農業従事者などに農地を集積することを目的に、農地の貸し借りを行う「利用権設定等促進事業」を実施しています。

この事業で貸し借りをすると、貸借期間終了と同時に農地が返還されるので、安心して農地の貸し借りができます。

■申出受付期間 4月1日㈮～20日㈬

■申込方法 申出書に必要事項を記入し、地区担当の農業委員、または農業委員会事務局に提出してください。

伊予市消費者相談窓口からのお知らせ

つながって 支えあって 消費者力

地域ぐるみで高齢者を守ろう！

高齢者をねらった悪質商法の被害が後を絶ちません。被害を防ぐには、『普段からの心の準備』と『早期発見』が重要です。

消費者の武器は、情報(知ること)。また、日常的に接している身近な方が、まず変化に気付き、相談機関につなぐことが大切です。

そのためにも、地域で声を掛け合いましょう。

つながって、支え合うには、一人一人の消費者力の向上と、地域で共通の情報を持つことが大切です。悪質業者が入り込めないまちづくりを願ってタイトルを変更しました。

悪質商法・多重債務などで困った時は、まず相談！

産業経済課　消費者相談窓口
専用電話　☎982−1289
月・水・金は専門の相談員が対応します。

伊予市役所　〒799−3193　伊予市米湊820番地
中山地域事務所　〒791−3292　伊予市中山町出渕２番耕地120番地
双海地域事務所　〒799−3292　伊予市双海町上灘甲5821番地６

学生の皆さんへ

学生納付特例制度をご存じですか？

健康保険課（内線547）

学生納付特例制度とは

国民年金は、20歳以上のすべての方が加入する制度です。しかし、学生の方は一般的に収入がないなどの理由で、保険料を納めることが難しいため、在学中の保険料を猶予する「学生納付特例制度」があります。

猶予となった期間は、将来年金を受け取るための必要な期間に算入されるほか、障害年金や遺族年金の要件にも関わるので、万が一のときにも安心です。

■対象者　本人の前年所得が118万円（一定のめやす）以下の学生。

■申請方法　学生納付特例制度は、毎年申請が必要です。しかし、一度申請している方で、4月以降も引き続き同じ学校に在学している場合は、年金事務所から申請書（はがき）が郵送されますので、必要事項を記入し、返送してください。

なお、はがきが送られてこなかった方や、初めて申請する場合は、次のものを持って、窓口で手続きをしてください。

■届出に必要なもの

○新学年の学生証の写し（両面）、または在学証明書

○年金手帳

○印鑑

■追納ができます

学生納付特例となった期間は、年金額に反映されません。このため、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます。しかし、年度の古いものについては、保険料に加算がつきますので、早めの追納をおすすめします。

■問い合わせ　松山西年金事務所（☎925－5105）、または健康保険課

入社・退社など、異動をした方へ

国民健康保険の届け出はお済みですか？

健康保険課（内線545）

健康保険は、自動的に切り替わると思っていませんか？

会社に入社して健康保険に加入し、国民健康保険をやめる場合、また、退職して国民健康保険に加入する場合は、市役所に届け出をしなければなりません。

会社の健康保険などでは、職場で手続きをしてくれますが、国民健康保険の場合は、皆さんの責任で14日以内に届け出をする必要があります。

届け出が遅れた場合は、退職時にさかのぼって保険税がかかり、また、その間の医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

※60歳以上65歳未満の方は、「退職者医療制度」に該当する場合があります。手続きの際には、厚生年金の加入期間が分かるもの（年金証書、ねんきん定期便など）を持参してください。

70～74歳の方へ

医者にかかるときの自己負担1割が継続

健康保険課（内線524）

国民健康保険の被保険者で70～74歳の方が、病院などで診察を受ける際の負担割合が、制度改正により、引き続き平成24年3月まで1割に据え置かれました。

これは、平成23年3月末日までの所得判定により、自己負担1割であった方で、対象者には平成23年7月末日までの高齢者受給者証を3月中にお届けしています。

4月から病院などでの受診の際には、新しい高齢者受給者証を使用してください。（平成23年3月末日までに3割の負担割合となっていた方は除きます。）

なお、8月以降の負担割合については、平成22年中の所得により再度判定します。

小学1～6年生の児童を監護している保護者へ

4月1日から、小学生の入院医療費を助成

健康保険課（内線524）

市は、4月診療分から、小学生の入院で支払った医療費を申請により助成します。

■対象者　市内に住民登録がある小学1～6年生の児童を監護している保護者。

■助成金額　病院窓口で支払った保険診療の自己負担額のうち、高額療養費や付加給付金などを除いた額。

■申請に必要なもの　病院など窓口で支払った領収書（診療点数などが記載されているものを1か月分まとめて）、印鑑、児童の保険証、保護者の振込口座が分かるもの

■申請場所　健康保険課、または各地域事務所

※乳幼児医療のような受給資格証は発行されません。

※入院が長引く場合や窓口負担額が高額になる場合は、なるべく「限度額適用認定証」をご利用ください。

※診療月の翌日から6か月以内であれば申請できます。

母子家庭の方へ

医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

健康保険課（内線524）

「母子家庭医療費受給者証」をお持ちの方で、有効期限が3月末日となっている方は、4月1日以降更新期間中に、更新手続きを行ってください。

■更新期間　4月1日㈮～20日㈬

■更新場所　健康保険課、または、各地域事務所

■持参するもの

○母子家庭医療費受給者証

○受給者の健康保険証

○印鑑

○学校に在籍している方は、新学年の在学証明書

○就職していない方は、扶養事実申立書

貯水槽水道の維持管理について

受水槽・高架水槽を適正に管理していますか？

水道課（内線713・714）

ビル・アパート・学校などの多くは、水道水をいったん貯めて、各戸など、多用途に供給し、使用してます。これらの施設を貯水槽水道といいます。このようなところでは、管理が十分でないと、水が汚れる可能性があります。

受水槽や高架水槽の設置者（管理者）は、責任を持って管理し、利用者の安全・安心を確保するよう心掛けてください。

「上水道の配管」と「井戸水の配管」の連結は違法です

ご家庭・事業所の水道管は大丈夫？

水道課（内線713・714）

「市水の給水管」と「井戸水などの管やその他設備に使用する管」を直接連結していませんか？

これは、誤接合（クロスコネクション）といい、上水道と井戸水などを接続することにより、井戸水が水道管へ逆流するなど、水質汚染につながるため、水道法で固く禁止されています。

バルブを設置し、必要に応じて水道水と井戸水などを切り替えて使用する場合も、誤接合になります。

現在、誤接合になっているご家庭・事業所は、早急に改善してください。

■クロスコネクションの例

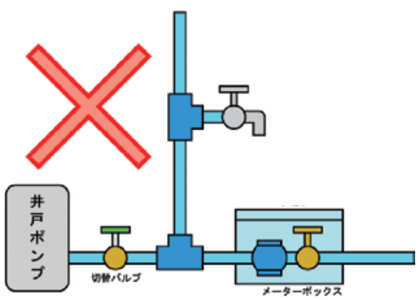

皆さんの安心のために、消防は24時間活動しています

あわてず、落ち着いて！119番通報

伊予消防署☎982−0657

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動を行うために、119番通報はとても重要です。

119番通報の受信は、管轄する消防本部・局の通信指令室などで行っています。一年間の着信件数は、全国で約800万件（平成21年中）にものぼり、その約6割が救急・救助に関する通報です。

あなたも、いつ通報するか分かりません。いざというときに慌てないように、次の点に注意してください。

■携帯電話で119番通報するときの注意点

○通報する場所によっては、管轄外の消防本部につながる場合があります。そのときは転送しますので、市町名をはっきり伝えてください。

○場所が分からないとき

・近くの人に聞く。

・目標になる施設（公共施設・店舗など）を伝える。

・道路の看板や電柱で確認する。

通報のときは、こんなことを聞きます。

①火事ですか？救急ですか？

②場所（近くの目標物、ビルなどの場合何階か？）

③（火事の場合）
何が燃えていますか？
逃げ遅れている人、けが人はいますか？
（救急の場合）
誰がどうしたのか？
（事故の場合）
どういう事故ですか？
けが人（閉じこめられている人）はいますか？

④あなたの名前と電話番号を教えてください。

※通報したときの状況によっては、気道確保や心臓マッサージなどの応急手当をお願いすることがあります。また、病人やけが人が家族の場合は、年齢・持病などを聞くことがあります。

※IP電話には、119番通報ができないものがあります。自宅の電話が緊急通報に対応しているか、事前に確認しておいてください。

消防 知識

「消防のマーク（消防章）」

消防の象徴として、消防署にあるさまざまな装備品に使われる紋章は「消防章」といいます。

消防章の図案は、雪の結晶の拡大図をもとに、日章を中心として水管・管そう、それに筒先から放水する水柱を配置して図案化したものだそうです。

雪の結晶は、水・団結・純潔を意味し、消防職員などの性状を表しています。水管・管そう・水柱は、消防の任務を完遂する機械と水を表し、日章は消防のあり方、すなわち、皆さんの太陽でありたいという願いを表しているそうです。

『住宅用火災警報器』設置義務化まであと2か月

すべての住宅に、5月31日までに『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられています。あなたを守る・家族を守る『住宅用火災警報器』を設置しましょう。

悪質な訪問販売にご注意を！

■伊予市管内の火災と救急出場件数（2月末日現在）

種別		2月分			累計		
火災件数	本庁	0	1		本庁	0	2
	中山	1			中山	1	
	双海	0			双海	1	
救急出場件数	本庁	100	130		本庁	227	302
	中山	12			中山	32	
	双海	18			双海	43	

☎ 火災・救急 ➡ 119

火災救急病院 案内 982−5959